

県内関係病院 管理者 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

病床確保料の補助対象となる感染拡大期の「段階」等について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、「病床確保料の対象となる病床等について」（令和 5 年 9 月 26 日付け医危第 3525 号通知）によりお知らせし、10 月 1 日から適用する「段階」については別途通知することとしていましたが、次のとおり段階を適用しますので通知します。

1 段階

令和 5 年 10 月 1 日から「段階 I」を適用します。

なお、全県の在院者数の動向により、今後段階を変更する場合はその都度通知します。

(※県ウェブサイト：

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/byousyokakuho_dankai.html)

2 病床確保料対象病床

次の表のとおり、病床確保料対象病床を配分しています。

区 分		段階 I	段階 II	段階 III
R5. 8. 31 時点の重症及び中等症 II の最大病床数（フェーズ 5 の合計病床数）	0 床の病院	—	—	—
	1 床の病院	—	1 床配分	1 床配分
	2 床の病院	—	2 床配分	2 床配分
	3 床の病院	—	3 床配分	3 床配分
	4、5 床の病院	※ 1	3 床配分	※ 2
	6 床以上の病院	1 床配分	3 床配分	

※ 1 段階 I の場合、4、5 床の病院については、中等症 I 以下を含めた確保・協力病床の合計数が多い医療機関の順に、上限の範囲内で 1 床ずつ配分しています。具体の配分数については、「病床確保料の対象となる病床等について」（令和 5 年 9 月 26 日付け医危第 3525 号通知）の「2 貴院の『病床確保料対象病床』の配分」の「段階 I」の欄を御確認ください。

※ 2 最大 4 床以上を有する病院の段階 III は、段階 III に到達した際に段階 III の始期とその配分数を通知します。

問合せ先

(段階及び配分病床数に関すること)

感染症対策企画グループ 医療機関調整班

電話 045-285-0715

メール iryouhousei.x3dn@pref.kanagawa.lg.jp

(病床確保料の補助に関すること)

管理グループ 交付金担当

電話 045-285-0646

メール: iryoukiki.byoushou.84xv@pref.kanagawa.lg.jp